さいたま市告示第496号

さいたま市水道局告示第29号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札 又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分(以下「等級区分」という。)の 方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和3年3月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業 及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に 従って、業種ごとに行うものとする。

3 資格審查数值

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

(1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値 (平成20年国土交通省告示第85号(以下「国土交通省告示」という。)第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目(社会性等)を、国土交通省告示第二に定める基準 (以下「国土交通省告示に定める基準」という。)に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」(以下「事務取扱別紙」という。)により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合(以下「協同組合等」という。)のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者(以下「組合」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員(当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。)の次に掲げる事項の合計値を 用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。
 - (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
 - (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
 - (ウ) 自己資本の額
 - (工) 利益額
 - (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取 扱別紙に定める当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した数値)を用いるものとす る。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

については、	当該協同組合等として要件を満たしてい	る場合を加減点対象と	する。
評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害時復居結	以下のいますないでは、	30点	協定統結団体にを紹定して計画を表す。
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO901の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事 業者表彰	市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	点	受賞者・該当業 種
入札参加停止	平成31年1月1日から令和2年1 2月31日までの間の入札参加停止の 期間に応じて減点	1月につき-5点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
工事成績	① 平成31年1月1日から令和2年 12月31日までの間に受けた本市 発注工事の工事検査に係る工事成績 の平均点に応じ加減点 (共同企業体 での実績は除く。また、実績のない者 は0点とする。)	平均点	全者・該当業種
	② ①の算出の基礎となった工事成績 中65点に満たない案件があった場 合	1 案件につき - 5 点	
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主 たる営業所を有する者	20点	市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種
女性技術者又 は若手技術者 の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になり得る女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満の者)が1人以上常勤している場合(従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。)		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
PD (継続学	CPDS/CPD(継続学習)に取組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記 ① ~❸に	●一般社団法人全国土 木施工管理技士会連合 会 取得単位数 配点	
7)(1)(ついては、平成27年10月1日から 令和2年9月30日の期間で取得した もの、 ② については、平成28年4月	1~19 1点 20~39 2点	●対象業種 土木工事業 管工事業
	1日から令和2年9月30日の期間で 取得したものとする。 ● 「一般社団法人全国土木施工管	80~99 8点 100~ 10	舗装工事業 ②対象業種 建築工事業
	理技士会連合会」が実施する継続 学習制度における企業ごとの取得 単位数 ② 「建築CPD運営会議」が実施	□ 点	電気工事業 管工事業 ③対象業種 土木工事業
	する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数 ③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業	1~11 1点	管工事業 舗装工事業 分対象業種 造園工事業
	でとの取得単位数 ・ 「造園 C P D 協議会」が実施する継続教育制度 (C P D) における	36~47 6点 48~59 8点 60~ 10 点	担图上 事未
	企業ごとの取得単位数	❸公益社団法人土木学会、④造園CPD協議	
		会 取得単位数 配点 1~49 1点	
		50~99 2点 100~ 4点 149	
		150~ 6点 199 200~ 8点 249	
		250~ 10 点 ※申請業種ごとの上限	
		は10点とする	

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
障害者雇用	○ 障害者の雇用の促進等に関する法 律(昭和35年法律第123号)第 43条に係る報告義務がある場合、 申請日直近の6月1日現在において 雇用する障害者の数が法定雇用障害 者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の 用に関する報告書を提出した者。 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法 律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1 人以上雇用し、障害者雇用の状況を 提出した者。	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること)、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合	10点	市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種
女性の活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(平成27年法律第64 号)に基づく一般事業主行動計画を策 定し、同法第8条の規定による届出を 労働局へ提出した場合(申請日現在、 一般事業主行動計画の計画期間中であ ること)、又は同法第12条の規定に よる認定を受けている場合	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
消防団協力事 業所	さいたま市消防団協力事業所表示制 度実施要綱第6条の規定により、消防 団協力事業所として認定を受けている 者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇 用主として登録されている者。	10点	市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者	10点	該当者・申請全 業種

4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(t)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

5 等級区分基準

(1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
В	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
С	資格審査数値が700点未満

(2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
В	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
С	資格審査数値が700点未満

(3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
В	資格審査数値が710点以上
С	資格審査数値が710点未満

(4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
В	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
С	資格審査数値が710点未満

(5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
В	資格審査数値が600点以上
С	資格審査数値が600点未満